

改正

令和3年3月3日告示第31号

鈴鹿市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する民間建築物における吹付けアスベスト等の使用実態を把握し、除去等の対策を促進することにより、アスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、もって市民の安全・安心な生活環境を確保するため、予算の範囲内において、調査員を派遣して含有調査を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトリモライトをいう。
- (2) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト(セメントリシン又は防水リシンを含む。以下同じ。)又は吹付けロックウールでアスベストの重量が当該吹付け建築材料の質量の0.1パーセントを超えるものをいう。
- (3) 含有調査 吹付けアスベスト等が使用されているおそれがある建築物について、この要綱に基づきアスベストの含有を調査することをいう。
- (4) 調査事業者 含有調査を行うことについて、市と委託契約を締結した者をいう。
- (5) 民間建築物 国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人等以外の者が所有する建築物をいう。
- (6) アスベスト調査台帳 市が優先的に吹付けアスベスト等の使用実態を把握すべき建築物として、以下の建築物の概要を記載した台帳をいう。
 - ア 昭和31年から平成元年までに施工された建築物のうち、延べ床面積が1,000㎡以上のもの
 - イ 昭和31年から平成元年までに施工された建築物のうち、不特定多数の者が利用する次の(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの用途が含まれる建築物で、建築物全体の延べ床面積が300㎡以上のもの
 - (ア) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
 - (イ) ホテル又は旅館
 - (ウ) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が優先的に吹付けアスベスト等の使用実態を把握すべき建築物と認めたもの

(調査対象建築物)

第3条 含有調査を受けることができる建築物(以下「調査対象建築物」という。)は、次の各号いづれにも該当する民間建築物とする。ただし、除却する予定の建築物及びその建築物の部分を除く。

- (1) 市内に存する建築物のうち、アスベスト調査台帳に記載されたもの
- (2) 直接又は間接に、国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人等から補助金その他の金銭的給付の交付等を受け、含有調査を行っていないもの
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の違反がないと認められるもの

(調査対象者)

第4条 含有調査を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「調査対象者」という。)とする。

- (1) 調査対象建築物の所有者
- (2) 調査対象建築物の建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第25条に規定する管理者又は同法第49条に規定する理事
- (3) 調査対象建築物の全部又は一部を使用する者(含有調査の実施について、前2号に規定する者の承諾を受けている者に限る。)
- (4) 前各号に規定する者のほか、調査対象建築物の全部又は一部に係る信託法(平成18年法律第

108号) 第2条第5項の受託者(以下「受託者」という。)等, 市長が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず, 調査対象者として市長が不適当と認める者は, 含有調査の対象としない。

(含有調査)

第5条 市長は, 次条の規定による申請に基づき, 次に掲げる含有調査(必要最小限のものに限る。)を調査事業者に委託して行うことができる。

- (1) 現地調査
- (2) 試料の採取及び試料の採取箇所の簡易補修
- (3) 分析調査(定性分析)
- (4) 含有調査の結果報告

2 調査事業者は, 市との委託契約に基づき, 調査員(当該調査事業者に属し, 含有調査を行う者をいう。以下同じ。)を派遣して含有調査を行うものとする。

3 調査員は, 建築物石綿含有建材調査者(建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項又は第3項に規定するものをいう。)でなければならない。

4 市は, 含有調査の委託料として, 調査事業者に対し, 一の建築物につき250,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を限度として負担するものとする。

(申請)

第6条 含有調査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は, 鈴鹿市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて, 市長に提出するものとする。

- (1) 次に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める書類
 - ア 申請者が個人の場合 住民票(発行から3か月以内のものに限る。)
 - イ 申請者が法人の場合 法人の登記事項証明書(現在事項証明書)の写し(発行から3か月以内のものに限る。)
 - ウ 申請者が法人格を有しない団体等の場合 その旨を証する書類
- (2) 調査対象建築物の登記事項証明書(現在事項証明書又は全部事項証明書で, 発行から3か月以内のものに限る。)又は家屋評価証明書
- (3) 区分所有者の集会等において, 含有調査を実施する決議がなされたことを証する書類(申請者が第4条第1項第2号に規定する管理者又は理事に該当する者である場合に限る。)
- (4) 含有調査の実施に関する共有者全員の同意書(派遣対象建築物に派遣申請者以外の共有者があある場合に限る。)
- (5) 含有調査の実施に関する所有者の同意書(申請者が第4条第1項第3号に該当する者である場合に限る。)
- (6) 受託者等であることを証する書類(申請者が第4条第1項第4号に該当する者である場合に限る。)
- (7) 配置図
- (8) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある場所を表示した平面図
- (9) 吹付けアスベスト等が施工されている可能性がある場所の現況写真
- (10) 前各号に掲げるもののほか, 市長が必要と認めるもの

(決定)

第7条 市長は, 前条の規定による申請があったときは, その内容を審査し, 含有調査の実施の可否を決定し, 含有調査を実施することを決定したときは鈴鹿市アスベスト等含有調査実施決定通知書(第2号様式)により, 含有調査を実施しないことを決定したときは鈴鹿市アスベスト含有調査不実施決定通知書(第3号様式)により, 申請者に通知するものとする。

2 市長は, 前項の規定により含有調査の実施を決定したときは, 調査事業者に対し, 鈴鹿市アスベスト含有調査依頼書(第4号様式)により, 含有調査の実施を依頼するものとする。

(着手)

第8条 調査事業者は, 前条第2項の依頼を受けたときは, 速やかに含有調査に着手するものとする。

(承継)

第9条 第7条第1項の規定による含有調査の実施の決定を受けた者から当該決定に係る地位を承継

しようとする者は、速やかに鈴鹿市アスベスト含有調査承継申請書（第5号様式）に承継理由を証する書類その他市長が必要と認めるものを添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは、鈴鹿市アスベスト含有調査承継決定通知書（第6号様式）により、当該申請をした者に通知するものとするとともに、当該申請に係る調査事業者にその写しを送付するものとする。

（取下げ）

第10条 第7条第1項の規定による含有調査の実施の決定（前条第2項の規定により承継があった場合を含む。以下「実施決定等」という。）を受けた者は、当該含有調査に係る申請を取り下げるときは、鈴鹿市アスベスト含有調査申請取下げ届（第7号様式）により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の届出を受けたときは、実施決定等を取り消し、鈴鹿市アスベスト含有調査決定取消通知書（第8号様式）により当該実施決定等を受けた者に通知するとともに、当該実施決定に係る調査事業者にその写しを送付するものとする。

（取消し）

第11条 市長は、実施決定等を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消すことができる。

（1）虚偽その他不正な手段により実施決定等を受けたとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により実施決定等の取消しを行ったときは、鈴鹿市アスベスト含有調査決定取消通知書（第8号様式）により当該実施決定等を受けた者に通知するとともに、当該実施決定に係る調査事業者にその写しを送付するものとする。

（含有調査結果の報告）

第12条 調査事業者は、含有調査を完了したときは、書面により、市長及び当該実施決定等を受けた者に含有調査の結果を報告するものとする。

（含有調査費用の負担）

第13条 市長は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により実施決定等の取消しを行った場合において、調査者による含有調査が既に実施されていたときは、当該実施決定等を受けた者に対し、期限を定めて含有調査費用の全部又は一部の支払いを求めることができる。

（派遣の制限）

第14条 この要綱に基づく調査員の派遣は、一の派遣対象建築物につき1回限りとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月3日告示第31号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に改正前の各告示の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この告示の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。

（宛先） 鈴鹿市長

住 所
氏 名
電話番号
（法人の場合）
担 当 者

鈴鹿市アスベスト等含有調査申請書

鈴鹿市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査支援事業実施要綱第6条の規定により、含有調査を受けることについて、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。
なお、過去に国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人等からアスベスト等含有調査に関する補助金等の支援を受けたことはありません。

記

- 1 調査対象建築物の概要等 裏面のとおり
- 2 添付書類
 - （1） 住民票、法人の登記事項証明書（現在事項証明書）の写し（発行から3か月以内のもの）又は法人格を有しない団体等である旨を証する書類
 - （2） 調査対象建築物の登記事項証明書（現在事項証明書又は全部事項証明書で、発行から3か月以内のもの）又は家屋評価証明書
 - （3） 区分所有者の集会等の決議書等（申請者が管理組合等の管理者又は理事の場合）
 - （4） 調査対象建築物の共有者全員の同意書（申請者以外の共有者がある場合）
 - （5） 調査対象建築物の所有者の同意書（申請者が使用者の場合）
 - （6） 申請者が受託者等であることを証する書類（受託者等の場合）
 - （7） 配置図
 - （8） 吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある場所を表示した平面図
 - （9） 吹付けアスベスト等が施工されている可能性がある場所の現況写真
 - （10） その他市長が必要と認めるもの

調査対象建築物の概要

名 称	
所 在 地	鈴鹿市
用 途	
構 造	造
階 数	地上 階 / 地下 階
吹付けアスベスト等 が施工されている可 能性のある場所	(部屋名, 壁, 天井等の場所を記入)
建築物の所有形態	単独所有・共有・区分所有
派遣申請者の区分	所有者・使用者・受託者等

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

鈴鹿市アスベスト等含有調査実施決定通知書

下記の建築物について、含有調査を実施することを決定したので、鈴鹿市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査支援事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 建築物の名称等

名 称	
所 在 地	鈴鹿市

2 含有調査を行う者

調査事業者	
事業者所在地	
電話番号	

3 含有調査の内容

次のうち必要な最小限のもの（調査にかかる費用は、25万円を上限とする。）

- (1)現地調査、(2)試料の採取及び試料の採取箇所の簡易補修、(3)分析調査、
- (4)含有調査の結果報告

※後日、調査事業者から連絡があります。打合せの上、含有調査を受けてください。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

鈴鹿市アスベスト等含有調査不実施決定通知書

下記の建築物について、含有調査を実施しないことを決定したので、鈴鹿市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査支援事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 建築物の名称等

名 称	
所 在 地	鈴鹿市

2 含有調査を実施しない理由

--

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

鈴鹿市アスベスト等含有調査依頼書

下記の建築物について、含有調査の実施を決定したので、鈴鹿市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査支援事業実施要綱第7条第3項の規定により依頼します。

記

1 建築物の概要等

建築物	名 称	
	所 在 地	鈴鹿市
	用 途	
	構 造	造
	階 数	地上 階 / 地下 階
	吹付けアスベスト等 が施工されている可 能性のある場所	
含有調査 の実施の 決定を受 けた者	住 所	
	氏 名	(担当者)
	電 話 番 号	

2 含有調査の内容

次のうち必要な最小限のもの（調査にかかる費用は、25万円を上限とする。）

- (1)現地調査，(2)試料の採取及び試料の採取箇所の簡易補修，(3)分析調査，
- (4)含有調査の結果報告

※含有調査の実施決定を受けた者と打合せの上、現地調査を行い、結果を報告してください。

（宛先） 鈴鹿市長

住 所
氏 名
電話番号
（法人の場合）
担 当 者

鈴鹿市アスベスト等含有調査承継申請書

鈴鹿市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査支援事業実施要綱第9条第1項の規定により、含有調査の実施の決定を受けた者からの地位の承継について関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 承継前の含有調査実施決定の概要

含有調査の実施の決定を受けた者	住 所	
	氏 名	
建 築 物	名 称	
	所 在 地	鈴鹿市

2 承継理由

3 添付書類

- (1) 承継理由を証する書類
- (2) その他市長が必要と認めるもの

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

鈴鹿市アスベスト等含有調査承継決定通知書

下記の建築物について、含有調査の実施の決定を受けた者からの地位の承継を適当と認め、含有調査の実施を決定したので、鈴鹿市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査支援事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 建築物の名称等

名 称	
所 在 地	鈴鹿市

2 含有調査を行う者

調査事業者	
事業者所在地	
電話番号	

3 含有調査の内容

次のうち必要な最小限のもの（調査にかかる費用は、25万円を上限とする。）

- (1)現地調査，(2)試料の採取及び試料の採取箇所の簡易補修，(3)分析調査，
- (4)含有調査の結果報告

※後日、調査事業者から連絡があります。打合せの上、含有調査を受けてください。

（宛先） 鈴鹿市長

住 所
氏 名
電話番号
（法人の場合）
担 当 者

鈴鹿市アスベスト等含有調査申請取下げ届

鈴鹿市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査支援事業実施要綱第10条第1項の規定により、含有調査に係る申請を取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 含有調査実施決定の概要

建築物	名 称	
	所 在 地	鈴鹿市

2 取下げの理由

--

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

鈴鹿市アスベスト等含有調査実施決定取消し通知書

下記の建築物について，含有調査の実施決定を取り消したので，鈴鹿市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査支援事業実施要綱第 1 0 条第 2 項又は第 1 2 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 建築物の名称等

建築物	名 称	
	所 在 地	鈴鹿市